

## 山田校区コミュニティ協議会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、山田校区コミュニティ協議会と称する。事務局を枚方市立山田小学校内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、校区内の自治会（町内会）をはじめ、各協議会及び団体の連絡調整の協議機関として、様々なコミュニティ活動の中心的な役割を担いながら行政の校区窓口として、住みよい町づくりを積極的に推進することを目的とする。

(活動と事業)

第 3 条 本会は、目的を達成するため次の活動と事業を行う。

- (1) 校区内組織の連絡調整に関すること。
- (2) 校区内組織の全体会議の開催に関すること。
- (3) 地域自治活動の充実と発展に関すること。
- (4) 社会福祉の充実増進に関すること。
- (5) 交通・防犯に関すること。
- (6) 生活環境の浄化保全、美観の維持などに関すること。
- (7) 青少年の健全育成に関すること。
- (8) 体育振興に関すること。
- (9) 自主防災会に関すること。
- (10) 校区だより（機関紙・会報）の発刊に関すること。
- (11) その他、地域コミュニティに関すること。

(組 織)

第 4 条 本会は、校区内の自治会長をはじめ、各協議会及び各団体の代表者をもって構成する。

※組織図と構成団体の参考は別紙を参考にしてください。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- |                           |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| (1) 会長 1 名                | (5) 書記 1 名               |
| (2) 副会長 2 名               | (6) 会計 2 名               |
| (3) 常任委員 5 名 (各自治会より 1 名) | (7) 会計監査 2 名 (各自治会長より選出) |
| (4) 顧問 1 名 (山田小学校校長)      | (8) 幹事                   |

(役員)

- 第 6 条 会長は校区内の自治会長の中から互選するものとする。他の役員及び幹事は会長の指名による。任期は1年とし、再任を妨げない。  
ただし、総会において承認を得るものとする。

(会議)

- 第 7 条 定期総会は年1回とするが、校区内活動の連絡調整として全体会議を概ね隔月ごとに開催する。  
また、役員会及び幹事会は、必要に応じて会長が召集する。

(役員の仕事)

- 第 8 条 役員は、本会の目的を達するため、次の仕事を遂行する。
- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。総会及び役員会の議長は会長が務める。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は会務を代行する。
  - (3) 書記は、本会の事務・記録一切を担当する。
  - (4) 会計は、本会の経理一切を担当する。
  - (5) 会計監査は、本会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。
  - (6) 役員及び幹事は、会長の指示により、本会の業務を担当する。

(運営)

- 第 9 条 本会の主な行事に関することは、実行委員会を構成し実施する。

(経費)

- 第 10 条 本会の運営に必要な経費は、各自治会からの分担金及び寄付金等の収入金をもって充てる。

(会計年度)

- 第 11 条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

※付則 この会則は、平成16年4月1日より施行する。

※付則 会則一部改訂 平成 年 月 日より施行する。

※付則 会則一部改訂 平成 年 月 日より施行する。